「第2次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画 (原案)」に対して提出された意見等と それらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和3年(2021年)11月19日(金)から令和3年(2021年)12月19日(日)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「第2次滋賀県犯罪被害者等支援推進計画(原案)」についての意見等の募集を行った結果、4名および1団体から、計12件の意見等が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する滋賀県の考え方を次に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見等の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要 約したものとなっています。

2 提出された意見等の内訳

	項目	件数
第1章	基本的事項	_
第2章	犯罪被害者等を取り巻く状況	1 件
第3章	現行計画に基づく成果と課題	1 件
第4章	施策の基本的な考え方	_
第5章	推進体制等	3件
第6章	犯罪被害者等の支援に向けた施策・事業	6件
その他		1件
	合 計	12 件

3 意見等に対する滋賀県の考え方について

番号	頁	意見等(概要)	意見等に対する県の考え方
		第2章 犯罪被害者等を取り巻く状況	
		1 本県における犯罪等の状況	
		被害者数は死者数だけでよいのか。支	犯罪等被害の種別や程度に関わらず、
		援が必要なのは重傷者など後遺症が残っ	支援を必要とされる被害者、家族または
	4	た被害者や遺児と思われる。死者は減っ	遺族に対しては、本計画に基づき、寄り
1	•	ているが、後遺症が残っている方など要	添った支援を継続的に行っていくことと
	7	支援者数の増減を提示してほしい。	しています。なお、要支援者数の増減を
			提示することは困難ですが、暴行・傷害
			事件や交通事故の発生件数の減少に伴
			い、負傷者についても減少傾向で推移し
			ています。
		第3章 現行計画に基づく成果と課題	
		法的不備等が要因で犯罪被害者等支援	犯罪被害者等支援については、国にお
		について改善できる項目はないか、関係	いて「犯罪被害者等基本法」が制定され
		機関団体にヒアリングを行ったのか。間	るなど、必要な立法措置がなされていま
		接的ではあるが県がヒアリングを行い、	す。本計画の改定にあたっては、犯罪被
2	10	立法機関へ課題を提示するのも支援の一	害者等支援に関係する機関・団体との意
		つと考える。	見交換を行い、原案を作成していますが、
			法的不備等の指摘はありませんでした。
			今後、犯罪被害者等支援施策を進めるに
			あたり、法的課題が生じた場合は、必要
			に応じ国に対しても提言してまいりたい
			と考えます。
		第5章 推進体制等	
		3 数値目標	
		SANE(性暴力被害者支援看護職)の養	県では、SATOCO ホットラインに従事す
		成プログラム修了者の数値目標(令和 8	る看護職等を対象に、SANE 養成プログラ
3		年度 15 人) は少ないのではないか。	ムの研修費用を負担し、人材育成を図っ
		SATOCO においてワンストップ機能を継	ています。今後も、相談支援件数が増加
	16	続していくなら、助成金を出してでも	することが想定されること、また SANE の
		SANE のなり手を増やすことが必要では	負担軽減を図るためにも、さらに SANE 資
		ないか。	格の取得者を確保することが必要です。
			このため、SATOCO 関係機関・団体と意見
			交換を行い、令和 8 年度には、15 人の
			SANE 資格取得者を確保することを目標
			として取り組むこととしています。

番号	頁	意見等(概要)	意見等に対する県の考え方
4	17	(公社)おうみ犯罪被害者支援センターと連携協定を締結した市町の数を令和8年度には全19市町とすることは素晴らしいと思う。滋賀県を挙げて対応・協力体制を取るべきだと思う。	市町と(公社)おうみ犯罪被害者支援 センターが連携協定を締結することは、 犯罪被害者等にとって、よりスムーズに 必要な支援につながることから、非常に 重要な取組と考えています。このため、 19 市町すべてと早期に連携協定が締結 できるよう、県としてより積極的に取り 組んでまいります。
5	17	(公社) おうみ犯罪被害者支援センターとの連携協定を締結した市町の数について、本計画の目標としているが、全市町の合意が得られていない現時点で、これを目標とすることはいかがなものか。	市町と(公社)おうみ犯罪被害者支援 センターが連携協定を締結することは、 犯罪被害者等にとって、よりスムーズに 必要な支援につながることから、非常に 重要な取組と考えています。このため、 19 市町すべてと連携協定を締結するこ とを目標として掲げています。締結が結 べていない市町に対しては、ご理解が得 られるよう、丁寧に説明してまいります。
6	23	第6章 犯罪被害者等の支援に向けた施策 具体的施策 犯罪被害者等支援コーディネーターおよび委託先の(公社)おうみ犯罪被害者支援センターの支援体制(人員・機材・予算)が十分でないと機能不全になると思う。犯罪被害者等支援コーディネーターを目指す方への育成支援、任ぜられた方の講習支援、給与面の支援が可能と思われるがどうか。	・事業 県では、犯罪被害者等からの相談内容に応じた適切な支援が受けられるよう、「犯罪被害者総合窓口」を(公社)おうみ犯罪被害者支援センターに委託して設置するとともに、専門知識を持った犯罪被害者等支援コーディネーターを配置しています。これらに係る必要な経費を負担するとともに、相談員の研修など、人材の育成支援にも努めています。
7	25	多くの方が死傷した放火事件が発生するなど、県内の支援体制だけでカバー出来ない場合、相互支援できるよう近隣府県との相互支援・連携ができる体制が必要ではないか。	御意見を踏まえ、25 頁の「⑩大規模事案等への対応」を「同時に多数の死傷者が生じるなど大規模な事案等が発生した際に、犯罪被害者等支援を円滑に行うため、本県における経験や他都道府県の事例等を踏まえ、県警察、県、市町、民間被害者支援団体等がそれぞれの役割を果たしながら、連携して必要な支援が行えるよう、近隣府県との相互支援・連携も含め、支援体制を整備し、大規模事案等への対応を図ります。」に修正します。

番号	頁	意見等(概要)	意見等に対する県の考え方
8	26 • 27	学校や教育委員会の協力は必須である。スクールカウンセラーまかせに終わらない、教育委員会・学校ぐるみでの協力・取組が欠かせない。関係組織と学校が協力しやすい体制づくりこそが、被害児童・学生を守り、支える、最も有効な手段になり得ると考える。	学校や教育委員会が(公社)おうみ犯罪被害者支援センターや SATOCO 等の関係機関と適切に情報共有を図り、スクールカウンセラーとともに、支援が適切に行き届くよう、今後とも、よりよい連携に努めてまいります。
9	26 • 30	性犯罪被害が起きたときに、スクールカウンセラーが学校に常駐していないので、継続して集中的に被害児童のケアをすることができない。また、スクールカウンセラーが犯罪被害にあった人が感じる苦痛やその影響についてあまり知らないのが現状だと思う。犯罪被害にあった人への対応について、スクールカウンセラーが学ぶ機会が必要と考える。	スクールカウンセラーは、児童生徒や 保護者に対してカウンセリングを行い、 教職員に対して助言・支援をすることか ら、事件・事故等の緊急対応時には、被 害児童生徒の心のケア等に重要な役割を 果たします。このため、スクールカウン セラーに対して、犯罪被害者等支援に関 する情報や連携について研修会を通じて 周知してまいります。
10	29 • 42	人材の確保と養成の両輪が必要。十分 な財源を投資しなければ、優秀な人材、犯 罪被害者等を支える人材を集めることは できない。個人の熱意やボランティア精 神に頼るだけでは、この難しい役目を担 える人材は確保できない。他の専門職と 同等程度の専門性と仕事に見合う賃金の 保障等しっかりとした待遇を確立し、他 府県に負けない水準の高い支援が出来る 体制づくりが必要。	犯罪被害者等の支援の充実を図るためには、犯罪被害者からの相談や支援を行う人材を確保・養成することが必要です。このため、犯罪被害者総合窓口や SATOCOにおいて相談支援に携わる相談支援員等に係る必要な経費を県が負担するとともに、民間被害者支援団体とも連携して研修を実施するなど、人材の養成にも努めてまいります。
11	41	性犯罪を減らすためには、学校で性に 関する教育を行うことが不可欠である。 大切なのは、適切な教材を使って、年齢に 応じて児童や学生に教えることであり、 先生が効果的な授業方法や研修を行うこ とが不可欠である。早急に、性に関する教 育の実施と先生の学びの場の確立を考え てほしい。	子ども達が性暴力の加害者、被害者、 傍観者にならないよう、国が示す教材や 啓発資料、手引書等を発達段階や地域の 実情に応じて段階的に活用できるように しています。また、教員を対象とした性 に関する指導の研修会を SATOCO 等関係 機関と連携して行っており、さらに充実 した研修となるよう取り組んでまいりま す。

番号	頁	意見等 (概要)	意見等に対する県の考え方
为 12		その他 示されている課題は 漠然としたものになっている。これだけの施策を消化するには膨大な資源が必要になる。目標値、施策が不明、テーマのタイムスジュールがないことから、どのように解決していくのかが分からない。推進体制では、関係	今回の計画の改定にあたっては、現行の「滋賀県犯罪被害者等支援推進計画」に基づく成果と課題や犯罪被害者等支援を取り巻く環境の変化、さらには国の「第4次犯罪被害者等基本計画」の改定を踏まえ、犯罪被害者等支援に関わる様々な
		者との連携の取り方が見えない。 進行管理について何を管理するのか。今回の計画が曖昧なのはフォアキャストの思考だからではないか。 バックキャストを行う方が計画を具体的に立てられる。	方のご意見をいただきながら原案として とりまとめました。いただいたご意見に ついては、今後の施策を進める上での参 考とさせていただきますとともに、本計 画がより実効性のあるものとなるよう努 めてまいります。

※ 意見等の該当頁等は、県民政策コメントで公表した「第2次滋賀県犯罪被害者等支援推進 計画(原案)」に沿っています。